

議案第105号

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。

条例案……別記

令和7年12月4日提出

交野市長 山本 景

提案理由 一般職、特別職等の職員の給料の額、期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項第2号中「7,100円」を「7,300円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に、「15,800円」を「16,600円」に、「18,700円」を「19,700円」に、「21,600円」を「22,800円」に、「24,400円」を「25,900円」に、「26,200円」を「29,100円」に、「28,000円」を「32,300円」に、「29,800円」を「35,500円」に、「31,600円」を「38,700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条、第3条の2、第3条の5関係)

一般給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,700	272,300	298,300	309,200	333,300	366,900	394,100
	2	208,400	273,300	299,900	310,900	335,200	369,300	396,500
	3	210,000	274,300	301,400	312,600	337,100	371,600	398,800
	4	211,600	275,300	302,900	314,300	339,000	374,000	401,200
	5	213,100	276,300	304,400	316,000	340,900	376,300	403,500
	6	214,800	277,300	305,900	317,700	342,800	378,700	405,900
	7	216,500	278,300	307,300	319,400	344,700	381,000	408,100
	8	218,200	279,300	308,600	321,100	346,600	383,400	410,500
	9	219,400	280,300	309,800	322,800	348,500	385,800	412,800
	10	221,000	281,300	311,300	324,500	350,300	388,400	415,200
	11	222,600	282,200	312,700	326,000	352,100	390,700	417,500
	12	224,100	283,200	314,100	327,400	353,800	392,900	419,900
	13	225,600	284,200	315,500	328,700	355,500	394,800	422,200
	14	227,200	285,200	316,600	330,000	357,100	397,100	424,500
	15	228,800	286,200	317,600	331,300	358,800	399,200	426,800
	16	230,400	287,200	318,800	332,600	360,400	401,200	429,200
	17	232,000	288,200	320,000	334,400	362,100	403,200	431,600
	18	233,700	289,500	321,600	336,200	363,700	405,500	434,100
	19	235,000	290,800	323,200	337,900	365,300	407,700	436,500
	20	236,300	292,000	324,800	339,600	366,800	409,900	438,400
	21	237,600	293,200	326,200	341,300	368,500	412,100	440,500
	22	238,700	294,500	327,800	343,000	370,100	414,400	442,600
	23	239,800	295,700	329,400	344,600	371,700	416,600	444,800
	24	240,900	296,900	331,000	346,200	373,300	418,900	446,700
	25	242,000	297,900	332,400	347,900	375,100	420,700	448,800
	26	243,400	299,100	334,100	349,600	376,600	422,600	450,900
	27	244,800	300,300	335,700	351,200	378,200	424,500	452,800
	28	246,400	301,600	337,300	352,700	379,500	426,300	454,500
	29	247,900	302,900	338,700	354,300	381,100	428,100	456,300
	30	249,600	303,900	340,400	355,900	382,700	429,900	458,200
	31	251,100	304,900	342,100	357,400	384,200	431,700	460,100
	32	252,600	305,900	343,700	359,300	386,100	433,500	461,900
	33	254,300	307,000	345,400	361,200	388,000	435,100	463,700
	34	255,600	308,200	347,400	362,800	389,900	436,600	465,500
	35	256,800	309,300	349,300	364,500	391,700	438,100	467,200
	36	258,000	310,500	350,900	366,100	393,200	439,600	469,000
	37	259,300	311,600	352,600	367,800	395,000	441,100	470,500
	38	260,600	312,900	354,400	369,300	396,700	442,400	471,900
	39	261,900	314,200	356,000	371,000	398,300	443,700	473,400
	40	263,000	315,500	357,700	373,000	400,000	444,900	474,700
41	264,000	316,700	359,600	374,800	401,400	446,100	476,000	

42	265,100	318,000	361,600	376,700	402,800	447,400	477,200
43	266,200	319,300	363,600	378,600	404,200	448,700	478,400
44	267,100	320,600	365,700	380,400	405,600	449,900	479,300
45	268,000	321,900	367,700	382,300	406,800	451,100	480,000
46	269,000	323,100	369,600	383,900	408,000	451,900	480,700
47	270,000	324,400	371,400	385,400	409,000	452,700	481,400
48	271,000	325,500	372,900	387,100	410,100	453,500	482,100
49	271,900	326,400	374,600	388,800	411,300	454,100	482,700
50	272,700	327,700	376,200	390,300	412,400	454,700	483,300
51	273,600	329,100	377,700	391,800	413,500	455,300	483,900
52	274,400	330,500	379,300	393,300	414,200	455,900	484,400
53	275,400	331,600	380,600	394,700	414,900	456,600	485,000
54	276,400	333,000	381,600	396,000	415,500	457,400	485,600
55	277,400	334,300	382,300	397,200	416,200	457,800	486,200
56	278,200	335,600	382,800	398,200	416,800	458,500	486,700
57	279,200	337,100	383,600	399,100	417,400	459,000	487,200
58	280,000	338,500	384,400	399,900	417,900	459,400	487,600
59	281,100	339,700	385,000	400,700	418,300	459,800	487,900
60	282,000	341,200	385,600	401,400	418,700	460,200	488,200
61	283,000	342,600	386,200	402,100	418,900	460,600	488,500
62	284,000	343,900	386,900	402,800	419,200	460,900	488,800
63	285,000	345,000	387,500	403,600	419,500	461,200	489,100
64	286,000	346,200	388,200	404,100	419,800	461,500	489,400
65	287,000	347,100	388,900	404,600	420,100	461,800	489,700
66	288,000	347,900	389,600	405,100	420,400	462,100	490,000
67	289,100	348,700	390,300	405,700	420,700	462,400	490,300
68	290,100	349,400	391,000	406,200	420,900	462,700	490,700
69	291,000	350,200	391,600	406,800	421,200	463,000	
70	291,700	350,900	392,200	407,400	421,400		
71	292,300	351,500	392,700	407,900	421,700		
72	293,200	352,100	393,300	408,500	421,900		
73	294,200	352,800	393,800	409,000	422,200		
74	295,500	353,500	394,300		422,500		
75	296,500	354,000	394,800		422,800		
76	297,300	354,500	395,200		423,000		
77	298,300	355,000	395,700		423,300		
78	299,400	355,400	396,200		423,600		
79	300,400	355,900	396,500		423,800		
80	301,300	356,300			424,000		
81	302,400	356,800			424,300		
82	303,100	357,300			424,600		
83	304,200	357,700			424,800		
84	305,200	358,200			425,000		
85	306,300	358,500			425,300		
86	307,400	358,900			425,600		
87	308,400	359,400			425,800		
88	309,500	359,900			426,000		

	89	310,700	360,400			426,300		
	90	311,700	360,900			426,600		
	91	312,600	361,400			426,800		
	92	313,700	361,900			427,000		
	93	314,600	362,400					
	94	315,500	362,900					
	95	316,200	363,400					
	96	316,800	363,800					
	97		364,200					
	98							
	99							
	100							
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、会計年度任用職員を除く。

別表第2(第3条、第3条の4関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第3(第3条、第3条の5関係)

任期付教育職員給料表

号給	給料月額
	円
1	214,600
2	216,100
3	217,600
4	219,100
5	221,000
6	222,900
7	224,800
8	226,700
9	228,600
10	230,700
11	232,700
12	234,600
13	236,400
14	238,900
15	241,300
16	243,800
17	246,300
18	248,900
19	251,300
20	253,700
21	256,100
22	257,700
23	259,200
24	260,700
25	262,100
26	262,400
27	262,700
28	263,100
29	263,500
30	264,200
31	264,900
32	265,600
33	266,300
34	267,200
35	268,000
36	268,800
37	269,300
38	270,800
39	272,200
40	273,600
41	275,000
42	275,700
43	276,400

44	277,000
45	277,600
46	278,500
47	279,400
48	280,200
49	280,600
50	281,400
51	282,200
52	283,000
53	283,600
54	284,400
55	285,100
56	285,700
57	286,300
58	287,000
59	287,600
60	288,100
61	288,800
62	289,500
63	290,200
64	290,800
65	291,500
66	292,400
67	293,300
68	294,100
69	295,000
70	295,900
71	296,700
72	297,500
73	298,200
74	298,900
75	299,600
76	300,300
77	300,900
78	301,600
79	302,400
80	303,200
81	303,900
82	304,800
83	305,600
84	306,400
85	307,200
86	307,900
87	308,500
88	309,100
89	309,700
90	310,200
91	310,700
92	311,200
93	311,600
94	312,100
95	312,600
96	313,000
97	313,400
98	314,000
99	314,600
100	315,200

101	315,800
102	316,000
103	316,200
104	316,400
105	316,700
106	316,900
107	317,100
108	317,300
109	317,500
110	317,700
111	317,900
112	318,100
113	318,300
114	318,600
115	318,900
116	319,200
117	319,400
118	319,700
119	320,000
120	320,200
121	320,400
122	320,600
123	320,800
124	321,000
125	321,200
126	321,400
127	321,600
128	321,800
129	322,000
130	322,200
131	322,400
132	322,600
133	322,800
134	323,000
135	323,200
136	323,400
137	323,600
138	323,800
139	324,000
140	324,200
141	324,400
142	324,600
143	324,800
144	325,000
145	325,200
146	325,400
147	325,600
148	325,800
149	326,000
150	326,200
151	326,400
152	326,600
153	326,800
154	327,000
155	327,200
156	327,400
157	327,600

備考 この表は、任期付教育職員に適用する。

第2条 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「6,000円」を「6,500円」に、「応じて」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、」に改める。

第23条の4第1項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

第23条の5中「6,400円」を「8,000円」に改める。

(交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第29条の2中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

(交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 交野市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

(交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第5条 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新一般職条例」という。)第14条の4第2項第2号及び別表第1から別表第3までの規定は、令和7年4月1日(附則第5項において「切替日」という。)から、次項及び附則第4項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(経過措置)

3 令和7年12月に支給した期末手当に限り、新一般職条例第20条第2項中「100

分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、同条第3項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とあるのは「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とし、第3条の規定による改正後の交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度条例」という。）第14条第2項（交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条において読み替えて準用する場合を含む。）中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」とし、第4条の規定による改正後の交野市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新特別職条例」という。）第4条第3項中「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とし、第5条の規定による改正後の交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「新教育長条例」という。）第3条第4項中「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。

- 4 令和7年12月に支給した勤勉手当に限り、新一般職条例第21条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、同項第2号中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とし、新会計年度条例第29条の2中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とする。

（給与の内払）

- 5 新一般職条例、新会計年度条例、新特別職条例及び新教育長条例（以下「新一般職条例等」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の交野市一般職の職員の給与に関する条例、交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、交野市特別職の職員の給与に関する条例及び交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第28条に規定する通勤に係る費用弁償（以下この項において「通勤に係る費用弁償」という。）は、新一般職条例等の規定による給与及び通勤に係る費用弁償の内払とみなす。

（教職調整額の特例）

- 6 次の表の左欄に掲げる期間における第2条の規定による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例第23条の4第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9